

広島県告示第八百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和六年十月十日までの間、縦覧に供する。

令和六年九月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

庄原東城線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市東城町東城字五本ヶ岳山五〇〇七番一 地先から 庄原市東城町川西字新丁三二一番一六地先ま で		五・〇〇〇 一・〇〇〇		四一九・二〇	
	一〇・四〇〇 六一・六〇〇			四二四・二〇	拡幅